様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２４年９月５日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　　　6470001000203  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 長期ビジョン2030 2. DX戦略 | | 公表日 | 1. 2023年3月31日 2. 2023年4月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊行ホームページにて公表   1. 百十四銀行について＞会社概要＞長期ビジョン・経営計画＞百十四グループ「長期ビジョン2030」   https://www.114bank.co.jp/company/management\_plan/pdf/vision.pdf（P2～7）   1. 百十四銀行について＞会社概要＞長期ビジョン・経営計画＞DX戦略について   https://www.114bank.co.jp/company/management\_plan/pdf/dx.pdf（P2,3） | | 記載内容抜粋 | * 金融政策の転換期にあるが、中長期的には地域経済の縮小とそれに伴う競争激化から依然として厳しい収益環境にある。このような環境を踏まえ、百十四グループが取り組むべき重要課題を「百十四グループマテリアリティ」として設定した。（①P2,3、②P2） * 「百十四グループマテリアリティ」の解決に向け、百十四グループが長期的にめざす姿として長期ビジョン2030「総合コンサルティング・グループの進化により、地域のみんなとウェルビーイングな社会を創造する」を定めた。（①P4,5） * 百十四グループは、「金融サービスの高度化」と「非金融の領域拡大」により総合コンサルティング・グループとしての機能を進化させ、お客さま・地域の課題解決力を強化するとともに本業利益の拡大をめざす。（①P6） * DX戦略ではデータ及びデジタル技術を活用することでお客さまへの新たな価値・体験の提供及び生産性の飛躍的向上の実現をめざし、この取組みを通じて総合コンサルティング・グループの進化に向けた取組みを加速する。（①P7、②P3） * マテリアリティや長期ビジョン、中期経営計画、DX戦略は当行グループ全体で取り組むものであるため主体を「百十四グループ」と記載している箇所がいくつかあるが、設問(1)以降では中期経営計画やDX戦略に基づく、当行の具体的な取組みを説明する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　② 取締役会において承認されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画「創ろうイ・イ・ヨ♪」 2. DX戦略 3. 本部組織の一部改正について 4. 本部組織の一部改正について 5. 2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編） 6. 株式会社りそなホールディングスとのデジタル分野における戦略的業務提携の締結について | | 公表日 | 1. 2023年3月31日 2. 2023年4月28日 3. 2022年2月4日 4. 2024年3月19日 5. 2023年7月28日 6. 2021年9月7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊行ホームページにて公表   1. 百十四銀行について＞会社概要＞長期ビジョン・経営計画＞経営計画について   https://www.114bank.co.jp/company/management\_plan/pdf/tyukei.pdf（P7～9、13）   1. 百十四銀行について＞会社概要＞長期ビジョン・経営計画＞DX戦略について   https://www.114bank.co.jp/company/management\_plan/pdf/dx.pdf（P3～10）   1. ニュースリリース＞2022年＞「本部組織の一部改正について」   https://www.114bank.co.jp/newsrelease/2022/pdf/news\_20220204\_5.pdf（P1）   1. ニュースリリース＞2024年＞「本部組織の一部改正について」   https://www.114bank.co.jp/newsrelease/2024/pdf/news\_20240319\_2.pdf（P1）   1. 株主・投資家の皆さま＞IRライブラリー＞ディスクロージャー誌＞2022＞「2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編）」   <https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2023disclosure/info_all.pdf>（P28,30）   1. ニュースリリース＞2021年＞「株式会社りそなホールディングスとのデジタル分野における戦略的業務提携の締結について」   https://www.114bank.co.jp/newsrelease/2021/pdf/news\_20210907\_1.pdf（P1） | | 記載内容抜粋 | * 長期ビジョン実現に向けた第１フェーズとして、中期経営計画「創ろうイ・イ・ヨ♪」では３つの変革（SX・HRX・DX）を成長エンジンとして４つの重点戦略に取り組む。４つの重点戦略を効果的に推進するため、DX戦略では６つの重点分野においてデータ及びデジタル技術を活用したDX施策を遂行し、ビジネスの変革を図っていく。（①P7～9,13） * 6つの重点分野  1. 非対面チャネルの充実及び2.データ利活用等（②P4）   非対面チャネルの機能拡充とデータの活用により、お客さまが「時間や場所を選ばず」、「一人ひとりのニーズに沿った最適な提案を受けられる」状態をめざす。   1. 店舗・業務のデジタル化（②P5）   業務のデジタル化やシステムの整備を進め、お客さまの負担軽減・待ち時間短縮と営業店・本部業務の合理化により、対面でのお客さまの課題解決のためのコンサルティング営業時間を創出する。   1. DX人材の育成（②P6）   DX戦略の効果的な遂行に必要なDX専門人材・DX推進人材を計画的に育成・採用することにより、全職員がDXを活用して主体的に変革に取り組めるDXマインドとITリテラシーを備えた組織をめざす。   1. お客さま・地域のDX化支援   ITCコンサルティングサービスの取扱商材やコンサルティング領域の拡大により、お客さまの経営課題解決に伴走し、事業の成長に資するコンサルティングをめざす。（②P7）  「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の推進に向けグループ会社や外部企業との協業によるDX推進体制を整備することにより、ウェルビーイングな地域社会の創造をめざす。（②P8）   1. 新規ビジネスの創出（②P9）   DSPの活用やグループ会社等との連携により、新規ビジネスの創出を図ることにより、地域社会のデジタル化を一層推進し、地域経済の活性化をする。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ② 取締役会において承認されている。 2. ④ ⑥代表取締役頭取が決定し、取締役会に報告している。 3. 取締役会において承認された中期経営計画の進捗状況を説明した公開文書である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. DX戦略（P10） 2. 本部組織の一部改正について（P1） 3. 本部組織の一部改正について（P1） 4. 2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編）（P28,30） 5. 「株式会社りそなホールディングスとのデジタル分野における戦略的業務提携の締結について」（P1） | | 記載内容抜粋 | * DX推進体制（②P10）   取締役会の監督の下、短期・中期システム開発計画や大型のシステム開発案件について経営陣が関与する体制を構築。   * 組織改正 * 2022年4月1日にデータ利活用を推進するデジタル戦略室を営業戦略部内に新設。(③P1) * 2024年4月1日に経営企画部と営業戦略部のデジタル戦略室に分散していた機能と人材を集約し、「デジタルイノベーション部」を新設。(④P1) * DX人材の育成・採用（②P6、⑤P28、30）   行内資格制度である114マイスター制度に「DX業務」を追加。DX戦略を効果的に遂行するためDX専門人材・DX推進人材の計画的な育成を進めている。   * 外部との連携（⑥P1）   2021年9月、お客さまとの接点強化やデジタルを活用した利便性向上を目的に、㈱りそなホールディングスとデジタル分野における戦略的業務提携を締結。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. DX戦略（P3,5） | | 記載内容抜粋 | * 投資方針（②P3）   デジタルイノベーション部が全体最適の観点から、既存システムの更改案件や制度対応案件を選別することでシステム投資を抑制し、捻出された予算をDX戦略で定める6つの重点分野に対して優先的に配分する。   * 営業店・本部業務のデジタル化（②P5）   お客さまの事務負担軽減・待ち時間短縮、百十四グループの業務効率化によるコンサルティング時間の創出や事務機器等の管理コスト抑制、職場環境の改善を実現するため、営業店・本部のシステムを整備し業務のデジタル化を進める。   * システム・デジタル基盤整備の方策（②P5） * 基幹系システム：安定稼働維持を前提としたアーキテクチャ刷新によるスリム化・コスト抑制 * 行内の各種分散システム：外部クラウドへの移行やSaas利用によるシステム軽量化と運用負荷軽減 * API基盤であるDSPの充実によるお客さまへの提供価値の向上 * インターネット基盤整備によるクラウドサービスを利用しやすい環境を構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. DX戦略 2. 2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編） | | 公表日 | 1. 2023年4月28日 2. 2023年7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊行ホームページに掲載   1. 百十四銀行について＞会社概要＞長期ビジョン・経営計画＞DX戦略について   https://www.114bank.co.jp/company/management\_plan/pdf/dx.pdf（P11）   1. 株主・投資家の皆さま＞IRライブラリー＞ディスクロージャー誌＞2022＞「2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編）」   <https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2023disclosure/info_all.pdf>（P14,29） | | 記載内容抜粋 | DX戦略において以下のKPI（2025年度末目標）を公表している。（①P11）   1. バンキングアプリの下記３指標   ①ユーザー数：20万人  ②アクティブユーザ率：70％  ③バンキングアプリ取引割合：30％   1. 営業店預為事務量の削減：2割削減(2022年12月末比) 2. DX人材の創出：＋10名(2022年度末比) 3. 「DX推進指標」による自己診断結果の平均値：3.0   また、百十四グループマテリアリティの一つ「DXの実現と地域社会のデジタル化」に関連するサステナビリティKPI（2030年度末目標）を公表している。（②P14,29）   1. デジタルでつながる顧客数（バンキングアプリユーザー数）：40万人 2. ICTコンサルティング取組先数：2022年度対比倍増 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年7月28日 | | 発信方法 | 2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編）  株主・投資家の皆さま＞IRライブラリー＞ディスクロージャー誌＞2022＞「2023 統合報告書（ディスクロージャー誌 情報編）」  https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2023disclosure/info\_all.pdf（P7,8） | | 発信内容 | 統合報告書の頭取メッセージ（※）の「「創ろうイ・イ・ヨ♪」で進める3つの変革（HRX、DX、SX）」において、前中期経営計画において開発を進めてきた「114バンキングアプリ」のリリース、「店頭タブレット」導入準備、DX認定の取得、百十四グループマテリアリティ「DXの実現と地域社会のデジタル化」に向けたICTコンサルティングの高度化について発信している。   * 当行の頭取は2024年4月1日付で綾田裕次郎から森匡史に変更となっており、2023統合報告書の頭取メッセージは前頭取である綾田裕次郎のものである。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトへ入力済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015年9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当行では金融庁が2015年7月に策定・公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」等を踏まえ、2015年9月にサイバーセキュリティ強化に向けた「5つの取組方針（※１）」を制定、同11月には114CSIRTを設置し、管理態勢の整備やセキュリティ強化策等、計画的に取り組んでいる。また、当局の要請や外部環境の変化を受けて、随時セキュリティ対策の実施状況を点検するとともに必要に応じてセキュリティ対策の実施計画等の見直しを図っている。  ※１取組方針  ①当行としての態勢構築  114CSIRTを設置し、金融庁等の発信情報等を組織内共有して早期警戒・サイバーセキュリティ対策強化による被害の未然防止、及びインシデント発生時に迅速かつ適切な対応を実施する態勢を整備  ②金融機関等同士の情報共有の枠組みへの協力・活用  金融ISAC等の各種セキュリティ関連組織からの情報共有の枠組みを活用することで、先進金融機関のスキル・ノウハウ等の共有を図る  ③サイバー攻撃等を想定した演習・訓練の実施  サイバーセキュリティ強化の一環で、当行の環境等に応じた演習・訓練を定期的に実施  ④サイバーセキュリティに係る人材の育成  人材育成を重要課題と認識し、セミナー・研修等参加を通じた専門知識習得に取組む  ⑤サイバーセキュリティの更なる強化  サイバーセキュリティに関する当局からの指針・実態把握結果を踏まえて認識した課題への改善対応を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。